

神奈川県施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る 研修実施主体認定要領（幼稚園・認定こども園）

1 目的

この要領は、令和元年6月24日付府子本第197号・元初幼教第8号・子保発0624第1号内閣府・文部科学省・厚生労働省担当課長連名通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について」（以下「国通知」という。）に基づき、幼稚園及び認定こども園に対して研修を実施する幼稚園関係団体等について、処遇改善等加算Ⅱに係る研修の実施主体（以下「研修実施主体」という。）としての認定を行うに当たって必要な事項を定めるものである。

2 認定の申請

研修実施主体として認定を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、必要事項を記載した「処遇改善等加算Ⅱに係る研修の実施主体認定申請書（幼稚園・認定こども園）」（別紙様式1。以下「申請書」という。）に以下のアからカまでの必要書類を添付して知事に提出しなければならない。

- ア 申請書記載の添付書類
- イ 研修実施機関の概要がわかる書類
- ウ 役員名簿
- エ 事業者規約（定款、寄付行為等）
- オ 直近の決算書
- カ その他知事が必要と認める書類

3 認定の要件

国通知2（1）及び3（1）に定められた要件に加え、申請者が次に掲げる要件をいずれも満たす場合に、研修実施主体として認定するものとする。

- （1）研修の運営等に関し適切な判断と指示を行うことができる研修責任者を選定していること。
- （2）研修の安定的、継続的運営に必要な財政基盤を有すること。
- （3）神奈川県暴力団排除条例第2条各号の規定に該当する者でないこと。

4 認定の効力

認定の効力は認定した日以降継続する。ただし、9により、知事が認定の取消を行った場合は、この限りではない。

5 申請の補正

知事は、申請書の記載事項若しくは必要書類の内容が要件に適合しないときは、申請者に対し、相当の期間を定めて当該申請等の補正を求めることができる。ただし、軽微な変更である場合は、この限りではない。

6 変更等の届出

研修実施主体は、認定を受けた後に、当該認定の内容等を変更しようとするときは、「処遇改善等加算Ⅱに係る研修実施主体認定変更届」（要領様式第1号）を速やかに知事に提出しなければならない。

7 廃止の届出

- (1) 研修実施主体は、研修事業を廃止しようとする場合は、「処遇改善等加算Ⅱに係る研修実施主体認定廃止届」（要領様式第2号）によりあらかじめ知事に届け出るものとする。
- (2) 知事は、(1)の届出を受理した場合は、研修実施主体に通知するものとする。

8 調査及び指導等

- (1) 知事は、必要があると認めるときは、研修実施主体の運営状況、研修事業の実施状況等について、実地に調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。
- (2) 知事は、研修実施主体の研修実施状況等に関して適当でないと認めるときは、研修実施主体に対して改善の指導を行うことができる。

9 認定の取消し

- (1) 知事は、研修実施主体が、次の事項のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。
 - ア 3に掲げる要件に該当しなくなったとき。
 - イ 認定申請等において虚偽の申請、報告又は届出等を行ったとき。
 - ウ 研修を適正に実施する能力に欠けると認められるとき。
 - エ 研修の実施に関し、不正な行為があったとき。
 - オ 8に定める調査に応じないとき又は改善指導に従わないとき。
 - カ その他研修実施主体として不適切と判断されるとき。
- (2) 知事は、(1)による取消しをしたときは、研修実施主体にその旨通知するものとする。
- (3) 知事は、(1)による取消しを行った研修実施主体名、取消年月日等を公表するものとする。

10 個人情報等の取扱い

- (1) 研修実施主体は、知り得た個人情報の取扱いについて十分に留意し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 県以外の都道府県で勤務する研修修了者や、研修終了後に他の都道府県の施設へと異動する研修修了者の情報について、他の都道府県と共有することから、研修実施主体は、受講申込者に対して、当該情報を他の都道府県及び区市町村に提供することについて、本人から同意を得るものとする。

11 著作権等の取扱い

- (1) 第三者が権利を有する著作権（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを研修実施主体の責任において行うものとする。
- (2) 第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、研修実施主体は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

12 その他

この要領に定めるもののほか、研修実施主体の認定等について必要な事項は、別に定める。

附則（令和3年11月17日付次育第2730号）

- 1 この要領は、令和3年11月17日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に認定を受けている研修実施主体については、この要領に基づき認定を受けたものとみなす。